

## つどいのハコ（交流施設）利用の手引き

### 11 月予約分から利用料金を一部改定します

#### 1. 交流施設概要

- ・ 開館時間：午前 9 時から午後 9 時まで  
    ※予約受付時間は午後 5 時までです。
- ・ 休館日：年末年始（詳しくは道の駅総合受付でお尋ねください）
- ・ 交流施設の構成：会議室（3 室） 各室 24 m<sup>2</sup>（15 畳）
- ・ 交流施設の設備：給湯室（ミニキッチン、冷凍庫）、トイレ（男女兼用）1 箇所、  
    多目的トイレ 1 箇所

#### 2. 利用料金

	利用料金	（特別料金）
1 室のみ	1, 000 円／時間	(200 円／時間)
施設全体（3 室連結での使用）	3, 000 円／時間	(500 円／時間)
	20, 000 円／日	(2, 000 円／日)

※各室は、上記時間帯に 1 室毎による区分、または連続した 1 室としても利用可能です。

※午前 9 時から午後 9 時までの連続利用も可能です。

※利用時間が 1 時間以下の場合、1 時間分の料金となります。

※利用時間にはお客様の準備・後片付けに要する時間も含まれます。

#### 【特別料金について】

- ・ 特別料金は、睦沢町民が、団体（2 人以上）で、子育て、健康増進に関わる、営利を目的としない活動に使用する場合に適用されます。

※以下の場合などは、いずれも通常の利用料金が適用されます。

販売、講習等収益を伴う活動に使用する場合

参加者から会費を徴収しない場合でも、収益を伴う活動に関連する場合

※参加者から会費を徴収する場合でも、会場費、講師への謝礼の実費相当額を徴収する場合は、

「営利を目的としない活動」に該当する場合があります。

### 3. 施設予約と利用の流れ

- ① 利用前日までに、道の駅総合受付まで直接お越しいただくか、お電話で予約をお願いします。
- ② 利用当日に、道の駅総合受付に「交流施設利用許可申請書」及び顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を提出し、「交流施設利用許可書」をお受け取り下さい。
- ③ 施設利用が終わりましたら、道の駅総合受付までお越し頂き、利用料金をお支払いください。

お支払いは現金のみとなります。

※施設の解錠、施錠は受付担当者立会いのもと行います。

※施設利用終了時刻に後片付けを終わっていない場合、施設利用終了時刻を5分以上過ぎて道の駅総合受付へお越し頂いた場合は、1時間分の料金を追加で徴収いたします。

#### 1) 予約連絡先

むつざわスマートウェルネスタウン・道の駅・つどいの郷（総合受付）

TEL 0475-36-7400

#### 2) 予約時にご連絡いただく事項

- ・ 申請者の住所
- ・ 団体名（個人での申し込みの際は不要）
- ・ 申請者（団体申し込みの際は代表者）の氏名
- ・ 申請者の電話番号
- ・ 使用目的

#### 3) 「交流施設利用許可申請書」の入手方法

※申請書は睦沢町ホームページからのダウンロードも可能です。道の駅総合受付でも配布します。

イ) <http://www.town.mutsuzawa.chiba.jp/chousei/cat93> にアクセス

ロ) 「睦沢町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の公表」をクリック

ハ) Word ファイル「施行規則様式」をダウンロード

ニ) ファイル内「様式第22号」をプリントアウトし、必要事項を記入

- ・ 申込みは満18歳以上の方のみとさせていただきます。
- ・ 予約は原則、利用日の2ヶ月前から受付けます。
- ・ 当日（当日以前に道の駅総合受付へお越し可能な際はその日）、道の駅総合受付で、施設管理者の「交流施設利用許可書」をお渡しします。

#### 4. 交流施設利用上の注意点

- ・ 会議室の使用後は、レイアウト等、必ず使用前の状態に戻してください。
- ・ 入退室時間の厳守をお願い致します。
- ・ 全室禁煙です。喫煙は道の駅内の喫煙スペースをお願い致します。
- ・ 当施設内での盗難及び事故等については一切責任を負いかねます。
- ・ ゴミについては利用者でお持ち帰り下さい。
- ・ 残置ゴミがあった場合は、処理費用を請求させていただきます。

#### 5. 申込の許可、利用制限、利用停止について

- ・ 交流施設利用申込時または利用時に、以下のいずれかに該当すると判断されるときは、利用申込の制限や不許可、また利用停止とその後の利用申込を不許可とすることがあります。
  - ① 施設利用者が申込の際の必要事項、使用目的等を偽って申し込みを行った、その他不正の手段により利用許可を受けたとき。
  - ② 当施設の利用権を当施設の承諾なしに第三者に譲渡・転貸した、又はその恐れがあるとき。
  - ③ 他人に危害を加えた、あるいは迷惑を及ぼした、又はその恐れのあるとき。
  - ④ 公の秩序又は善良な風俗を乱した、又はその恐れがあるとき。
  - ⑤ 騒音や悪臭を発生させた、あるいは危険物、腐敗物、重量物、動物を施設内に持ち込んだ、又はそれらの恐れがあるとき。
  - ⑥ 施設管理者が危険、不衛生、迷惑行為と判断する行為を行った、又はその恐れがあるとき。
  - ⑦ 交流施設を汚損、損傷、あるいは滅失させる事実があった、若しくはその恐れがあるとき認められるとき。
  - ⑧ 宗教活動及び政治活動を目的として使用した、又はその恐れがあるとき。
  - ⑨ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号」に規定する暴力団の利益となるとき、又はその恐れがあるとみなされるとき。
  - ⑩ 「睦沢町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例」に違反したとき。
  - ⑪ 災害時又は防災活動等での利用のほか、交流施設の管理運営上やむを得ない事由が生じたとき。
  - ⑫ 前各号に掲げるもののほか、交流施設の管理運営上支障があると認められるとき。
- ・ 交流施設の利用中に利用制限がされた際は、管理者は利用者に対し、直ちに交流施設の原状復帰を求め、故意、過失を問わず、交流施設内の設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害につき賠償を求めることがあります。
- ・ 以上の規定による利用許可、利用の停止等によって利用者に損害が生ずることがあっても、管理者は、賠償の責任を負わないものとします。

制定 令和元年10月31日